

軽度者に対する福祉用具貸与Q & A

1 届出について

① どのような場合に届出書の再提出が必要か

以下の場合に、届出書の再提出が必要です。

- ・ 要介護認定の更新・区分変更等で、認定の有効期間に変更があった（変更になる）場合
- ・ 例外給付の対象となる品目の追加、変更があった場合
- ・ 担当の居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所が変更になった場合

② 要支援者新規申請中で、暫定プランを要支援と要介護の両方作成する場合、要支援と要介護でそれぞれ届出が必要か

届出書及び医師の医学的な所見が確認できるもの提出は、どちらか一方の事業所（1部）で構いません。ただし、計画書については要支援・要介護両方の暫定プランの提出が必要です。

2 添付書類について

① 「医師の医学的な所見が確認できるもの」は、医師に記入してもらわないといけないのか

「医師の医学的な所見が確認できるもの」のうち、「主治医意見書又は診断書」は医師が記入したものでなければなりません。また、「軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の医学的所見の聴取記録用紙（本市様式）」及び「聴取した内容が示された書類（任意様式）」は担当の介護支援専門員が医師から聞き取った内容をもとに記入していただいて構いません。

② 支援経過記録はどの部分が必要か

今回の例外給付に係る部分が必要です。具体的には、今回の福祉用具の例外給付に関する、利用者及び家族、事業者、医師等とのやりとりが分かる部分です。また、対象者が要支援者の場合は、サービス担当者会議の要点が記載されている部分も必要です。